

子ども・子育て支援新制度の 利用者負担額の改定について

平成29年2月21日

子ども・子育て支援新制度の利用者負担額の改定について

<平成29年度の国の幼児教育の段階的無償化の動き>

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども:1,500円 2号認定子ども:3,000円 3号認定子ども:4,500円

➡ **0円**

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

(1)ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充

①1号認定こども

階層区分		平成27年度 負担額上限(月額)	平成28年度 負担額上限(月額)	平成29年度 負担額上限(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子	15,100円	➡ 7,550円 (負担軽減後の半額)	➡ 3,000円

②2、3号認定子ども

第3階層 市町村民税所得割課税 48,600円未満(年収約330万円未満相当)	第1子	15,500円	➡ 7,750円 (負担軽減後の半額)	➡ 6,000円
第4階層の一部 市町村民税所得割課税世帯 97,000円未満(年収約360万円未満相当)	第1子	27,000円	➡ 13,500円 (基準額表の半額)	➡ 6,000円

(2)その他の世帯の保護者負担の軽減措置の拡充(1号認定こどものみ)

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子 第2子	16,100円 8,050円	➡ 16,100円 8,050円	➡ 14,100円 7,050円
---	------------	-------------------	---------------------	-----------------------------

子ども・子育て支援新制度の利用者負担額の改定について

教育標準時間認定子ども (1号認定)		保育認定子ども						
				(2号認定:満3歳以上)		(3号認定:満3歳未満)		
階層区分		利用者負担	階層区分		利用者負担		利用者負担	
					標準時間	短時間	標準時間	短時間
多子カウント年齢制限なし	①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	
	②市町村民税 非課税世帯 (年収約270万円以下)	3,000円 (0円) 第2子0円	②市町村民税 非課税世帯 (年収約260万円以下)	6,000円 (0円) 第2子0円	6,000円 (0円) 第2子0円	9,000円 (0円) 第2子0円	9,000円 (0円) 第2子0円	
	③市町村民税 所得割課税額77,100円以下 (年収約360万円以下)	<u>14,100円</u> <u>(3,000円)</u>	③市町村民税 所得割課税額48,600円未満 (年収約330万円未満)	16,500円 <u>(6,000円)</u>	16,300円 <u>(6,000円)</u>	19,500円 <u>(9,000円)</u>	19,300円 <u>(9,000円)</u>	
制限有り(小3以下)	④市町村民税 所得割課税額211,200円以下 (年収約680万円以下)	20,500円	④市町村民税 所得割課税額57,700円未満 (年収約360万円未満)	27,000円 <u>(6,000円)</u>	26,600円 <u>(6,000円)</u>	30,000円 <u>(9,000円)</u>	29,600円 <u>(9,000円)</u>	
	⑤市町村民税 所得割課税額211,200円以上 (年収約680万円以上)	25,700円	97,000円未満 (年収約470万円未満)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円	
～国が定める平成29年度の利用者負担の上限額基準(見込み)～ ※下線部分が29年度の軽減拡充部分。 ※括弧内の金額は、ひとり親世帯等の額。 ※1号認定は、小学3年以下、2、3号認定は、小学校就学前の範囲で、特定教育・保育施設等の同時利用で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。ただし、年収約360万円未満の世帯は多子カウントの年齢制限撤廃。年収360万円未満のひとり親世帯等は、2人目以降について0円。			制限有り(小学校就学前)	⑤市町村民税 所得割課税額169,000円未満 (年収約640万円未満)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
				⑥市町村民税 所得割課税額301,000円未満 (年収約930万円未満)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
				⑦市町村民税 所得割課税額397,000円未満 (年収約1,130万円未満)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
				⑧市町村民税 所得割課税額397,000円以上 (年収約1,130万円以上)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

＜松山市の利用者負担額(保育料)の改定予定＞

・「松山市子ども・子育て支援法施行細則」に規定されている利用者負担額(保育料)部分について、国の無償化等の動きに合わせ、所要の事項を改正し、平成29年4月1日から負担軽減を行う。

～参考～

平成29年度から軽減対象となる世帯の平成28年度松山市の保育料

1. 市町村民税非課税世帯の第2子

1号認定子ども:400円 2号認定子ども:2,000円 3号認定子ども:2,750円

2. 年収約360万円未満相当世帯

(1)ひとり親世帯等

①1号認定子ども

階層区分	対象	平成28年度保護者負担(月額)
第3階層 市民税所得割77,000円以下	第1子	4,500円

子ども・子育て支援新制度の利用者負担額の改定について

②2、3号認定子ども

階層区分	対象	平成28年度保護者負担(月額)
C1階層(市民税均等割世帯)	3歳未満 第1子	7,000円
	3歳以上 第1子	5,500円
C2階層(市民税所得割56,000円未満)	3歳未満 第1子	8,250円
	3歳以上 第1子	6,750円
C3階層(市民税所得割63,000円未満)	3歳未満 第1子	10,500円
	3歳以上 第1子	9,000円
C4階層(市民税所得割74,000円未満)	3歳未満 第1子	12,500円
	3歳以上 第1子	10,750円
C5階層のうち、 市民税所得割77,101円未満	3歳未満 第1子	14,500円
	3歳以上 第1子	12,750円

(2) その他の世帯(1号認定子どものみ)

階層区分	対象	平成28年度保護者負担(月額)
第3階層 市民税所得割77,000円以下	第1子	10,000円
	第1子	5,000円